

諏訪郡富士見町落合7992-1番地先、7989番地先及び8005-1番地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 490.02平方メートル

5 河川法施行令(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県告示第419号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県諏訪建設事務所において縦覧に供します。

平成20年7月7日

長野県知事 村井 仁

1 河川の名称

富士川水系 一級河川 釜無川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成20年7月7日

3 廃川敷地等の位置

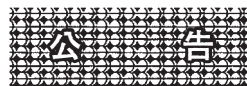
諏訪郡富士見町落合8005-1番地先、8001-4番地先、8005-3番地先、8005-7番地先、8005-5番地先及び8005-6番地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 1,218.55平方メートル

5 河川法施行令(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年7月7日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベシシア堀金店

安曇野市堀金烏川5142-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

株式会社ベシシア

群馬県前橋市亀里町900

3 変更しようとする事項

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

番号	変更前	変更後
1	66立方メートル	66立方メートル
2	32立方メートル	33立方メートル
合計	98立方メートル	99立方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおりに

4 変更した年月日

平成20年7月1日

5 届出年月日

平成20年6月11日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年7月7日から平成20年11月7日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年7月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 アクロスプラザ佐久
 佐久市岩村田字西長塚1735-1 他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 大和情報サービス株式会社
 東京都台東区上野7-14-4
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 (変更前)
 アクロスプラザ佐久
 (変更後)
 アクロスプラザ佐久
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前	変更後
氏名(名称)	大和情報サービス株式会社	大和情報サービス株式会社
住所	東京都台東区上野7-14-4	東京都台東区上野7-14-4
代表者の氏名	榎本昌譽	福島長男

- 4 変更した年月日
 平成20年4月1日
- 5 届出年月日
 平成20年6月16日
- 6 届出書の縦覧の場所
 長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
 平成20年7月7日から平成20年11月7日まで
- 8 意見書の様式
 長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
 長野県商工労働部産業政策課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年7月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 あぐりモール・ピア
 茅野市豊平3055-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 信州諏訪農業協同組合
 諏訪市大字四賀字広瀬橋7841
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 (変更前)
 (仮称) ピアモール
 (変更後)
 あぐりモール・ピア
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前	変更後
氏名(名称)	信州諏訪農業協同組合	信州諏訪農業協同組合
住所	諏訪市大字四賀字広瀬橋7841	諏訪市大字四賀字広瀬橋7841
代表者の氏名	小林信哉	金子文雄

- 4 変更した年月日
 平成20年5月24日
- 5 届出年月日
 平成20年6月4日
- 6 届出書の縦覧の場所
 長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
 平成20年7月7日から平成20年11月7日まで
- 8 意見書の様式
 長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
 長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年7月7日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

あぐりモールふじみ

諏訪郡富士見町落合字南原山9984-1025ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

信州諏訪農業協同組合

諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変更前	変更後
氏名(名称)	信州諏訪農業協同組合	信州諏訪農業協同組合
住所	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841
代表者の氏名	小林信哉	金子文雄

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住所
信州諏訪農業協同組合	小林信哉	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841
有限会社 今井書店	今井千浩	茅野市仲町4-1
有限会社 藤澤薬局	藤澤俊介	諏訪郡富士見町富士見3586
山村みゆき	-	諏訪郡富士見町富士見3210-18
小池一紀	-	諏訪郡富士見町境11411-1
株式会社 藤森カメラ店	藤森賢一	諏訪市諏訪1-3-5
五味佳子	-	諏訪郡富士見町立沢163
有限会社 シーイー	花岡俊樹	岡谷市川岸東1-7-1
株式会社 しまむら	野中正人	埼玉県さいたま市宮原町2-19-4

(変更後)

小売業を行う者の氏名(名称)	代表者氏名(法人の場合)	住所
信州諏訪農業協同組合	金子文雄	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841
有限会社 今井書店	今井千浩	茅野市仲町4-1
有限会社 藤澤薬局	藤澤俊介	諏訪郡富士見町富士見3586
株式会社 ナガタ	永田滋弘	諏訪市四賀2323
小池一紀	-	諏訪郡富士見町境11411-1
五味佳子	-	諏訪郡富士見町立沢163
有限会社 シーイー	花岡俊樹	岡谷市川岸東1-7-1
株式会社 しまむら	野中正人	埼玉県さいたま市宮原町2-19-4

4 変更した年月日

- (1) 平成20年5月24日

- (2) 平成20年6月1日

5 届出年月日

平成20年6月4日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年7月7日から平成20年11月7日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

県営西天竜地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成20年7月7日

長野県知事 村井 仁

1 縦覧に供する書類

県営西天竜地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年7月8日から8月5日まで

3 縦覧の場所

伊那市役所、上伊那郡辰野町役場、箕輪町役場及び南箕輪村役場

農地整備課

公告

県営美鈴湖地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成20年7月7日

長野県知事 村井 仁

1 縦覧に供する書類

県営美鈴湖地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年7月8日から8月5日まで

3 縦覧の場所

松本市役所

農地整備課

公告

県営小谷南部地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成20年7月7日

長野県知事 村井 仁

1 縦覧に供する書類

県営小谷南部地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年7月8日から8月5日まで

3 縦覧の場所

北安曇郡小谷村役場

農地整備課

公告

県営河南地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成20年7月7日

長野県知事 村井 仁

1 縦覧に供する書類

県営河南地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年7月8日から平成20年8月5日まで

3 縦覧の場所

伊那市役所

農地整備課

公告

県営あち地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成20年7月7日

長野県知事 村井 仁

1 縦覧に供する書類

県営あち地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

平成20年7月8日から平成20年8月5日まで

3 縦覧の場所

下伊那郡阿智村役場

農地整備課

公告

平成20年度長野県警察官採用試験（B）を次のとおり行います。

平成20年7月7日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

1 試験の対象となる職

長野県巡査の職

2 試験の名称、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の名称	試験区分	採用予定人員	職務内容
長野県警察官採用試験（B）	男性	40人程度	警察法の精神にのっとり、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たります。
	女性	若干名	

3 受験資格

(1) 年齢等

試験区分	年齢等
男性	昭和53年4月2日から平成3年4月1日に生まれた男性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業生又は平成21年3月までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）を除く。
女性	昭和53年4月2日から平成3年4月1日に生まれた女性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業生又は平成21年3月までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）を除く。

(2) この試験を受験できない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

ア 方法

試験の方法	試験の内容
教養試験	公務員として必要な高等学校卒業程度の一般知識及び一般的知能についての択一式筆記試験

(注) 1 第2次試験で採点の対象となる作文試験は、第1次試験日に併せて実施します。また、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することができません。

2 教養試験は出題数50題です。

3 教養試験の出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び合格基準

試験の配点及び合格基準は次のとおりです。合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験	配点	合格基準
教養試験	400点	正答率4割。ただし、平均正答率が4割に満たない試験区分にあっては、平均正答率
合計	400点	

ウ 日時及び場所

(7) 日時

平成20年9月21日（日） 午前8時40分

(4) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。なお、長野市の試験会場については、長野県警察本部長が指定します。

試験地	試験会場
長野市	長野県庁講堂（長野市南長野幅下692-2） 長野県社会福祉総合センター （長野市若里7-1-7）
塩尻市	中南信運転免許センター （塩尻市宗賀桔梗ヶ原73-116）

エ 第1次試験合格者の発表

平成20年10月上旬に、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.jp/jinji/siken/siken.htm>

<http://www.pref.nagano.jp/police/>

(2) 第2次試験

ア 方法

試験の方法	試験の内容
作文試験	一般的事項についての作文試験
口述試験	個別面接による試験
適性検査	適性についての検査
体力検査	瞬発力等についての5種目の検査

イ 配点及び合格基準

各試験の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験	配点	合格基準
作文試験	150点	75点
口述試験	750点	375点
適性検査		
体力検査	100点	44点。ただし、20mシャトルランを含めて4種目以上を受検し、20mシャトルランが8点以上であり、かつ、8点に達しない種目が2種目以上ないこと。
合計	1,000点	

ウ 日時及び場所

平成20年10月下旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度及び次の身体的条件について、医療機関において作成された健康診断書に基づき行います。

身体的条件
両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 色覚が正常であること。 関節等に職務遂行上の支障がないこと。

(4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに最終合格者を決定し、平成20年11月中旬に個々に書面で通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.jp/jinjii/siken/siken.htm>

<http://www.pref.nagano.jp/police/>

6 合格から採用まで

(1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県警察本部長）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。

(2) 採用は、原則として平成21年4月1日の予定です。

(3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

7 給与等

給料表は警察職給料表が適用され、現行の初任給の月額は次のとおりです。

学歴	初任給
短期大学卒業	178,000円
高等学校卒業	167,100円

なお、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

また、制服その他所要の被服等が支給されます。

8 受験手続

(1) 受験申込書の交付

ア 受験申込書は、次のところで交付します。

長野県警察本部警務部警務課

長野県内の警察署、交番又は駐在所

イ 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「警察官（B）請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県警察本部警務部警務課（〒380-8510：長野県警察本部専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692の2）まで送付してください。

ウ 受験申込書は、インターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(2) 申込方法

ア 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県警察本部警

務部警務課又は長野県内の警察署に提出してください。

イ 受験票の所定欄に50円切手を必ず（インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に官製はがきを必ず）あて先を明記してください。

ウ 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、配達記録郵便等確実な方法により送付してください。

(3) 受付期間

受付期間は、平成20年7月14日（月）から8月11日（月）までとし、郵送による申込みの場合は、消印等により8月11日までに差し出したことが分かるものに限り受け付けます。ただし、日本国外からの郵送等の場合は、8月11日までに到着したものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

受験申込みの受付期間終了後に郵送します。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる者

口頭により請求することができる記録情報		開示請求できる者
第1次試験	第1次試験（教養試験）の点数及びその順位	受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験、口述試験及び体力検査の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(注) 試験区分が男性の受験者は、長野県を志望した場合に限り、開示請求をすることができます。

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間。ただし、第1次試験不合格者のうち、長野県以外の都県を併せて志望した者は、当該都県の最終合格発表日から1年間

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局（県庁8階）

10 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務部警務課（電話：026-233-0110 内線 2632）又は長野県人事委員会事務局（電話：026-235-7465又は026-232-0111 内線 4234）に問い合わせてください。

11 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

教養試験の出題分野

試験の方法	出 題 分 野
教 養 試 験	知識分野－社会科学 人文科学 自然科学 知能分野－文章理解 (英語を含む。) 判断推理 数的処理 資料解釈

人事委員会事務局

正 誤

平成20年6月16日付け長野県告示第382号「身体障害者福祉法に基づく医師の指定」中

ページ	行(箇所)	誤	正
2	上から23	田 中 哲 朗	田 中 哲 郎
2	下から17	長 田 庸 介	長 田 康 介
2	下から15	上田市鹿教湯温泉1777	上田市鹿教湯温泉1308

平成20年6月16日付け長野県告示第383号「身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更」中

ページ	行(箇所)	誤	正
3	上から23	駒ヶ根市赤穂	駒ヶ根市赤穂
3	上から25	上田市鹿教湯温泉1777	上田市鹿教湯温泉1308

障害福祉課

平成20年3月27日付け長野県告示第190号「土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定」中

ページ	行(箇所)	誤	正
14	右側25	郷津川	郷津沢

平成20年3月27日付け長野県告示第196号「土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定」中

ページ	行(箇所)	誤	正
16	左側17	郷津川	郷津沢

砂防課